

2017年(平成29年)競技者登録について

(公財)日本自転車競技連盟
2017/1/31

1 登録方法「平成29年度JCF登録ライセンス(登録証)継続申請フロー」参照

<http://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/downloads/2017/01/2017toroku.pdf>

※新規・再登録についてはシステムの準備ができ次第ご案内いたします。

2 登録料金

登録料一覧	※12/31までに達する年齢	男子	女子	新規・再登録登録料	継続登録料	臨時登録料
		競技者(パラサイクリストを含む)	エリート	23歳以上	19歳以上	3,750
	アンダー23	19-22歳	設定無し	3,750	3,000	1,000
	ジュニア	17-18歳	17-18歳	2,250	1,870	1,000
	ユース	U17	15-16歳	2,250	1,870	500
		U15	13-14歳	1,870	1,500	500
		U13	12歳以下	12歳以下	1,120	1,120
	マスターズ*	30歳以上*	30歳以上*	3,750	3,000	1,000
競技者以外	審判員	-	-	1,500	1,500	なし
	チームメナント	-	-	1,500	1,500	なし

*30歳以上かつマスターズを希望した者。

登録する加盟団体(都道府県自転車競技連盟など)により、この表に示す登録料以外に事務手数料・通信費・保険料等の料金加算される団体もあります。各都道府県連盟HP等でご確認ください。

参考:加盟団体名簿 <http://jcf.or.jp/?cat=558>

2017年については、ライセンス有効期間が4月から12月まで(3/4年)となることに伴い、登録料金についても従来の3/4相当を適用。よって2017年の実質的な登録料金は変更はございません。ただし新システムの利用にあたりシステム利用料及び決済手数料が発生します。

3 保険について

競技者登録料には、引き続き日本国内外で有効な第三者に対する賠償責任保険料を含みます(臨時登録は除く)。

▼個人賠償責任保険補償特約(国内・国外補償、国内で発生した事故のみ示談交渉サービス付) 保険金額1億円

日常生活で生じた偶然な事故によって、他人にケガを負わせたり他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)はありません。

この特約の被保険者(補償の対象となる方) ①本人②本人の配偶者③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

例えば以下のような場合に保険金のお支払いの対象となります。 ・自転車で行中・練習中歩行者にぶつかり、ケガをさせたしまった。 ・キャッチボール中に車の窓ガラスを割ってしまった。 など	例えば以下のような場合にはお支払いの対象となりません。 ・故意 ・被保険者の職務遂行に起因 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・犯罪行為・闘争行為 など
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

▼交通事故傷害保険(国内・国外補償) 死亡・後遺障害保険金額1万円

交通事故によるケガで死亡したとき、後遺障害を被ったときに補償します。被保険者は本人のみ。

例えばこのような場合はお支払いの対象となります。 ・自転車で転倒して死亡した。 ・通学途中の道路で、車にはねられて死亡をした。 など	例えばこのような場合はお支払いの対象となりません。 ・故意または重大な過失 ・自転車競技中、競技を行う場所や道路を占有した状態での練習中のケガ ・被保険者が職務として自転車の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など
-----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なお、競輪選手、UCIプロチーム・プロフェッショナルコンチネンタルチーム所属の選手の方々については、競技中・練習中・大会参加中などの事故は「被保険者の職務遂行に起因するもの」とみなされるため、個人賠償責任保険補償特約の対象外となりますことをお断りいたします。(ただしこれらプロ選手であっても、日常生活で生じた偶然な事故により賠償の責を負った場合は補償特約の対象となります)

※この保険契約は個人賠償責任保険補償を主眼とし、保険料を安価とするため傷害保険金額は1万円になります。保険の詳細については、[下記](#)をご覧ください。

 [JCF 自転車事故補償制度の概要](#) - 1.46 MB - (8321 hits)

4 国際ライセンス

海外で競技活動を行なう場合は国際ライセンスが必要です。申請方法・手数料については、所属の加盟団体までお問い合わせください。申請から発行まで約1ヶ月程かかりますのでご注意願います。(JCF では直接お受けできません)

2017 年から、国内における国際大会については、有効期間の変更および記載内容の変更にもない通常の競技者ライセンスにて対応可能となりました。

5 登録加盟団体の変更について

2017 年登録については、継続期間の変更は不可となります。変更を希望する場合は、現在の登録されている加盟団体へ変更をお申し出ください。抹消手続きののち、変更先の団体へ再登録を申請してください。


6 フォーマット一覧


(1) 連盟登録専用インターネットサイト <http://jcf.tstar.jp/>

(2) 登録申請用紙

 [競技者登録申請書記入例](#) - 554.63 kB - (9451 hits)

 [公認審判員登録申請書記入例](#) - 344.66 kB - (2249 hits)

 [競技者登録申請書](#) - 252.94 kB - (19992 hits)

 [競技者登録申請書 \(Word 版\)](#) - 119.5 kB - (7366 hits)

 [公認審判員登録申請書](#) - 209.85 kB - (3675 hits)

 [公認審判員登録申請書 \(Word 版\)](#) - 118 kB - (2452 hits)

 [チーム・アテンダント登録申請書](#) - 237.71 kB - (2992 hits)

 [チーム・アテンダント登録申請書 \(Word 版\)](#) - 123 kB - (1587 hits)

※ワード版の登録申請書を開ける際に、パスワードを聞かれます。その際は「読み取り専用」で開き、「名前を付けて保存」して下さい。

 [国際ライセンス発行申請書 \(A4/両面印刷奨励\) 2016 年版](#) - 205.88 kB - (1922 hits)

なお本人の顔写真 2 枚 (縦 4.5cm × 横 3.5cm: パスポート写真サイズ) または顔写真データが必要です。

(3) 国際競技大会参加許可証

JCF 競技規則の「国際競技大会参加許可証発行事務取扱い規程」をご覧ください申請手続きをお願いいたします。

ダウンロードページ http://jcf.or.jp/?page_id=6506&category=12

(4) 未成年競技者における親権者からのドーピング検査に対する『同意書』

<http://jcf.or.jp/?p=42324>